

寒河江市告示第49号

寒河江農業振興地域整備計画（農用地の用途区分）の変更について

寒河江農業振興地域整備計画を農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により変更するので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の計画を次により常時備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月4日

寒河江市長 佐藤洋樹

変更後の寒河江農業振興地域整備計画の縦覧場所

寒河江市役所 農林課

寒河江市中央一丁目9番45号

農用地利用計画変更箇所

寒 河 江 市

寒河江農業振興地域整備計画（平成31年3月変更）の中で、
「第1 農用地利用計画 4 農用地利用計画別記 農用地利用計画
(2) 用途区分 下表」の「用途区分」欄に次の土地を加える。

記

地区・区域 番 号	農業用施設用地として加える土地
A-1	寒河江市大字日田字小中向 27 番 3 1,102.3 m ²
D	寒河江市大字谷沢字上谷沢 2108 番 1 の内 1,746.12 m ²